

保護者様

京都市立下鴨中学校
校長 小野 高志

災害に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、災害に対しての非常措置について、今後、下記のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ等の報道に注意してください。

記

1. 京都市域に「震度5弱以上」が観測された場合

原則として、次の登校日を臨時休業とします（下校後、午前0時までに発生した場合は「翌日」、午前0時以降、登校までに発生した場合は「当日」）。

※ 左京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で「震度5弱」が観測された場合。

※ 休業日、休業前日の下校後に発生した場合、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認され、授業等を実施する場合は、ホームページやすぐーる等で授業等を実施する旨を連絡します。

2. 「特別警報」について

登校前に発表された場合、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を優先し、登校を見合せ自宅待機させてください。

「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

特別警報解除の時刻等	措置
<u>午前0時までに解除</u> になった場合	<u>5校時から始業</u> （給食はなし）
<u>午前0時現在、特別警報発表中</u> の場合	<u>臨時休業</u>

3. 「暴風警報」について

登校前に発表された場合、暴風警報が解除されるまでは登校を見合わせ、自宅待機させてください。

「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

暴風警報解除の時刻等	措置	給食
<u>午前7時までに解除</u> になった場合	<u>平常授業</u>	あり
<u>午前9時までに解除</u> になった場合	<u>3校時から始業</u>	あり
<u>午前11時までに解除</u> になった場合	<u>5校時から始業</u>	なし
<u>午前11時現在、警報発令中</u> の場合	<u>臨時休業</u>	なし

4. 氾濫、大雨又は土砂災害に係る警報又は危険警報が発表された場合について

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページやすぐー等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

5. 水害の避難指示が発令された場合について

本校の校区である下鴨学区、葵学区、松ヶ崎学区は「鴨川・高野川の浸水想定区域」であるため、避難指示の発令対象地域です。いずれかの学区に水害の避難指示が発令された場合には、暴風警報に準じた措置を取ります。

※松ヶ崎学区における土砂災害の避難指示に関して、本校での臨時休業等の措置は原則取りませんが、通学路の状況等に応じた措置をとる場合があります。

6. 在校中に震度5弱以上の地震観測、特別警報・暴風警報もしくは避難指示が発表された場合について

直ちに臨時休業とします。下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、帰宅に要する時間・通学路の状況・家庭状況などに充分配慮し、帰宅させるか決定します。

お子たちにもご周知ご指導いただきますようお願い致します。

この案内プリントは1年間大切に保管していただきますよう、合わせてお願い致します。

下鴨中学校ホームページにも掲載しておりますのでご覧ください。

以上